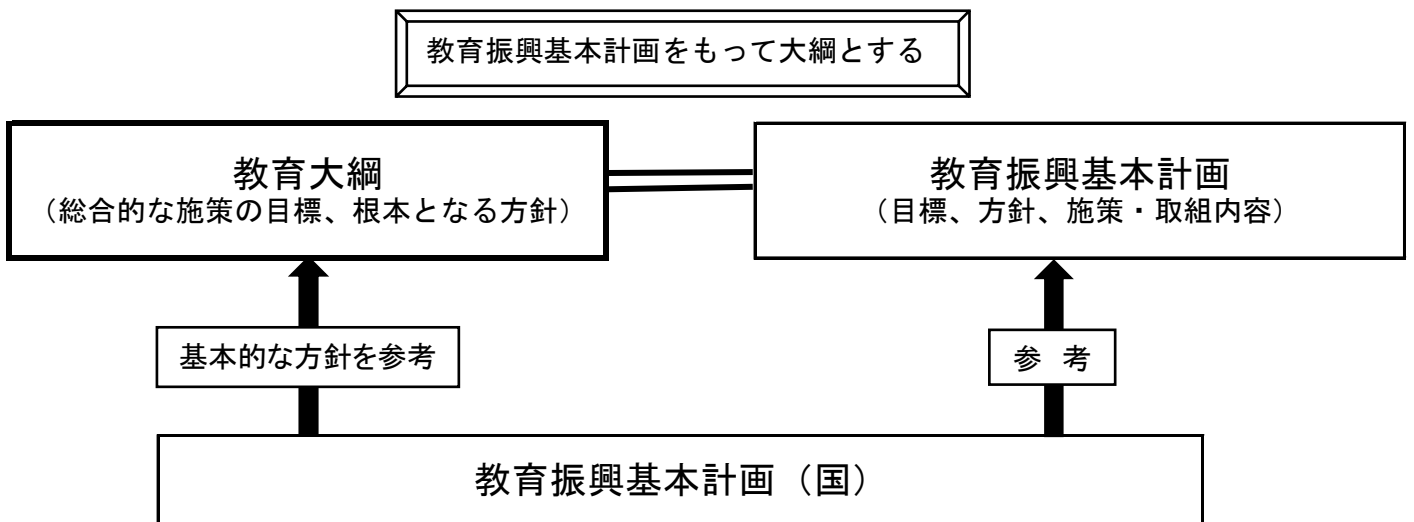


次期教育大綱の策定について

1. 大綱とは

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。
- 大綱は、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定する。
- 地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の目標や根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができ、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

2. 教育大綱と教育振興基本計画の関係



- ◆荒尾市教育大綱は、市の教育の振興に関する基本的な方向性を示すものであり、荒尾市教育振興基本計画と意を同じくするものであることから、本市では、教育振興基本計画をもって、大綱と位置付けることとしたい。

3. 総合教育会議における策定までのスケジュール

R3. 9. 28 第 1 回荒尾市総合教育会議

次期教育大綱に相当する部分である、第 2 期教育振興基本計画の「基本理念」、「基本方針」、「基本的施策」の案について協議

R4. 3 下旬 第 2 回荒尾市総合教育会議

「基本理念」、「基本方針」、「基本的施策」を中心に、次期教育振興基本計画の全体について報告

R4. 3 末 策定

4. 教育振興基本計画（教育大綱）の基本理念及び基本目標（案）について

1. 基本理念

郷土を愛し 未来を創る あらおの人づくり

我が国では、人生100年時代や超スマート社会の到来など、教育を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、今後の社会の予測が難しくなるこれからの時代においては、一人ひとりが、生涯にわたって質の高い学びを重ね、それぞれの立場や分野で成長し輝き続ける力や、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する力などを身につけていくことが重要となってきます。

また、予測困難な社会を迎えるからこそ、子供から大人まで、我が国や郷土の素晴らしい自然、伝統、文化に親しみ、主体的な学びによって視野を広げ、知識や経験を分かち合い、自らの人生を切り拓くことのできる力を高め合うことで、人生や社会を豊かにしていくことが求められています。

そして、持続可能な社会づくりの観点からも、家庭・地域・学校が連携・協力し、地域社会全体で心豊かな子供たちの成長を支えていくことが重要です。

こうしたなか、本市の教育においては、これまでの教育振興計画で掲げた「人とふるさとを愛し 志高く 自立する人づくり」という基本理念を継承しつつ、更なる本市教育の振興を図ります。

これらのことから本計画の基本理念は、荒尾市民一人ひとりが、郷土の自然、伝統、文化を学ぶことで郷土愛を育むとともに、自分の可能性を信じ、夢に向かって自らの人生と、荒尾の未来を切り拓き、持続可能な社会の創り手となってほしいという想いを込めて、「郷土を愛し 未来を創る あらおの人づくり」とします。

2. 基本方針

第4章の1に定める基本理念の実現に向けて、また、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」、「誰一人取り残されない」という理念も踏まえ、以下のとおり4つの基本方針を定めます。

基本方針1 夢に向かってチャレンジし、未来を創造する力を育成する

超スマート社会（Society5.0）やグローバル化の進展等、将来の変化を予測することが困難な社会を迎える子供たちが、持続可能な未来の担い手として、夢に向かってチャレンジし、未来を拓き、自分らしい生き方を実現するための力を付けることができるよう、ICTを活用しSTEAM教育を推進するとともに、義務教育期だけでなく、幼児期、義務教育終了後という学びの連続性を意識した教育活動を展開します。

義務教育期においては、子供たちが自ら学び自ら考える力を身に付けるとともに、確かな学力を身につけることができるよう、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適化された学びと協働的な学び」の一体的な充実と、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進め、「言語能力」、「情報活用能力」、「問題発見・解決能力」等の育成に取り組みます。

そして、一人ひとりに豊かな人間性を育むため、心の教育・道徳教育のさらなる充実を図るとともに、全ての子供が意欲的に運動に取り組めるよう体育活動を活性化し健やかな体の育成を進めます。

また、すべての人の人権を尊重する視点に立ち、互いに思いやり、認め合うことができる子供の育成のため、いじめ、同和、外国人、障がい者、性的マイノリティなど多様な人権課題に対する人権教育の推進・充実を行います。

加えて幼稚園、保育所、認定こども園等から小学校、中学校へと円滑に接続するための連携を図り、また、地元の高校、高等専門学校、大学等の教育機関と連携・協力し、地域の中で一貫した人材育成ができる環境整備を推進します。

基本方針2 学びを支えるためのセーフティネットを構築する

教育機会均等の観点から、いじめ、不登校、障がいのある子供や日本語指導を必要としている子供など、多様な教育ニーズに対応した支援体制の充実やインクルーシブ教育の推進、家庭の状況等に関わらず自己実現できる施策の推進などが求められています。

一人ひとりが自らの課題を乗り越え、自己の可能性を伸ばし自立することができるよう、多様なニーズに対応した教育の推進、教育相談及び教育支援の充実を図ります。また、児童虐待の発生予防、子供の貧困対策を関係機関と連携して推進し、子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう支援を行います。

基本方針3 生涯にわたる学びを通じて、心豊かな社会の実現に向けた環境を整備する

人生100年時代を見据え、社会の様々な状況の変化に対応しながら、継続して誰もが心の豊かさを実感できる社会への環境整備が求められています。

そのため、生涯にわたり自ら学び、あらゆる機会に、あらゆる場所において学び続けられる環境を整えるとともに、学んだことを地域で実践・活躍できる環境づくりを進めます。また、郷土学習や国際交流などを通じて、グローバルな視野とローカルな地域課題に立ち向かう資質を持った、郷土愛に溢れる人材を育成します。

さらに、地域に根差した生涯学習活動の拠点である中央公民館、令和4年4月にリニューアルオープンする市立図書館等を中心に、生涯学習の推進に努めます。また、誰もがいつでも気軽にスポーツに親しむための機会づくりを行います。

そして、市民が、ラムサール条約登録湿地「荒尾干潟」や「小岱山」などの豊かな自然に親しみ、世界文化遺産「万田坑」や中国革命の父である孫文を支えた「宮崎兄弟」などの歴史や文化を学ぶ機会を提供することで、ふるさとを愛する心を育てていきます。また、文化財については、歴史資産が身近に感じられるよう市民等との協働による保全、活用、発信を進めます。

基本方針4 地域とともに、社会の変化に応じた教育環境をつくる

少子高齢化による人口減少が進行するなか、地域の教育コミュニティの維持・整備や、一人ひとりの可能性とチャンスを最大化できるよう、教育環境の整備・充実が求められています。

家庭・地域・学校が連携・協働して地域学校協働活動を推進するとともに、社会的ニーズを踏まえた、学校づくりを進めます。また、学校におけるICT活用の推進など社会の変化に応じた学習環境の充実及び学校施設の整備に取り組みます。

さらに、これからの時代に対応できるよう教職員の資質向上を図るとともに、学校における働き方改革やチームとしての学校による組織力の強化を図ります。

加えて、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止対策を推進するとともに、自然災害等のリスクも踏まえながら、持続的な学校運営や生涯学習・社会教育の学習機会の確保に努めます。

3. 計画の体系

[基本理念]

[基本方針]

[基本的施策]

郷土を愛し
未来を創る
あらおの人づくり

1.夢に向かって
チャレンジし、未
来を創造する力を
育成する

1-1 幼保等、小中及び地域学校等の連携推進

1-2 確かな学力の育成

1-3 未来を拓く力の育成

1-4 豊かな心・健やかな体の育成

1-5 子供たちの人権を守る教育の充実

2.学びを支えるた
めのセーフティ
ネットを構築する

2-1 多様なニーズに対応した教育の推進

2-2 教育相談及び教育支援体制の充実

2-3 学びと育ちの支援

3.生涯にわたる学
びを通じて、心豊
かな社会の実現に
向けた環境を整備
する

3-1 人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現

3-2 生涯スポーツの振興

3-3 ふるさとの自然、伝統、文化に関する学習機会の充実

4.地域とともに、
社会の変化に応じ
た教育環境をつく
る

4-1 教育環境の整備・充実

4-2 学校の指導、運営体制充実と働き改革の推進

4-3 児童、生徒の安全確保

4-4 家庭、地域、学校の連携・協働の推進

4-5 感染症や自然災害等のリスクを踏まえた持続的学びの確保